

○宇都宮市児童遊園条例

昭和 55 年 3 月 21 日
条例第 15 号

(設置)

第 1 条 市は、児童の健全な育成を図るため、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 35 条第 3 項の規定に基づき、児童遊園を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮児童遊園

位置 宇都宮市今泉町 3007 番地

(行為の禁止)

第 3 条 宇都宮児童遊園(以下「遊園」という。)を利用する者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 遊園内の設備をき損し、又は汚損すること。
- (2) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) はり紙又は広告物を表示すること。
- (5) その他遊園の目的を妨げるおそれのある行為をすること。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。